

基安労発第 0130001 号

平成 18 年 1 月 30 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長
(公印省略)

今後の石綿に係る健康相談等の実施について

標記については、平成 17 年 8 月 10 日付け基発第 0810001 号、同日付け基安発第 0810001 号及び平成 17 年 8 月 29 日付け基発第 0829001 号により、石綿による中皮腫等の労災認定件数が 10 件以上の事業場等の近隣における相談窓口の開設等(以下「現地健康相談」という。)及び石綿による中皮腫等の労災認定があった事業場を有する都道府県労働局管内の産業保健推進センター(以下「推進センター」という。)において、当面の間、月 1, 2 回集中相談日を設けること(以下「特別健康相談」という。)をそれぞれ指示したところである。

については、今後の現地健康相談は、参加者数及び住民等のニーズ等を勘案し、関係自治体と協議の上、各労働局において実施の必要性を判断し、今後の適切な対応に努められたい。また、特別健康相談については、推進センターの通常の相談体制で対処することとされたい。